

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第14号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和2年11月13日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 59,688円
- 2 損害賠償の相手方 株式会社三焯産業
- 3 事故の概要

令和2年9月7日午後1時55分頃、亀岡市大井町並河2丁目地内のJA全農京都府本部駐車場において、市職員が駐車した市車両から降車する際に開けたドアが台風第10号に伴う突風を受けて隣接して駐車されていた相手方車両に接触し、相手方車両が損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 59,688円
- 2 損害賠償の相手方 株式会社三煌産業

### 3 事故の概要

令和2年9月7日午後1時55分頃、亀岡市大井町並河2丁目地内のJA全農京都府本部駐車場において、市職員が駐車した市車両から降車する際に開けたドアが台風第10号に伴う突風を受けて隣接して駐車されていた相手方車両に接触し、相手方車両が損傷した。